

## 「海上災害セーフティサービス」のご案内

### 1. 概要

平成 19 年 4 月、O P R C - H N S 議定書の発効に伴う「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(以下「海防法」という。)の改正が施行され、新たにガソリン・灯油などの揮発油及びベンゼン・キシレンなどの有害危険物質(以下「HNS」という。)が海上に排出された場合、船舶所有者はもちろん陸上のHNS事業者等に対しても、重油などの黒物油と同様に防除措置義務等が課されるなど、HNSに係る規制が強化されました。

このため、海上災害防止センター(以下「センター」という。)では、日本周辺海域で発生するHNSの流出事故に備えて、平素から防除資機材と要員を確保し、事故対応支援ネットワークの整備等を行い、今般、全国的なHNS防除体制の構築を完了し、石油 / 石化企業の皆様をご支援する「海上災害セーフティサービス(Maritime Disaster Safety Service)」を開始いたします。

### 2. 海上災害セーフティサービスのあらまし

この海上災害セーフティサービス(以下「MDSS」という。)は、石油 / 石化企業の皆様、特に海岸に隣接するHNS事業所の皆様へ、センターの有する 30 年間の海上災害対応のノウハウやデータと防除資機材 / 消防能力船等を活用した事故対応能力を事故時はもちろん平時においても提供するものです。

万一のHNS等汚染事故や火災事故に備えて、MDSS契約に基づき資機材・要員を配備し即応体制を確保するとともに、平時には事故に備えた地区の緊急時計画や各社の油・有害液体汚染防止緊急措置手引書のための背景情報の調査・作成を行うほか、防災関連情報や教育訓練情報を Web サイトで提供します。

このサービスは、皆様からの利用料により運営され、皆様の所在する地区全体の防除体制の確立と適確な防除活動の実施にも結びつき、所在する港湾港及び周辺海域の海洋環境保全に寄与し、必ずや皆様のコンプライアンス(法令遵守)はもちろん、CSR(企業の社会的責任)も満足いただけるものであります。 【参考資料 1】

対象油類については、基本的にはガソリン、軽油等の白もの油及び有害液体物質等である「HNS」とするが、原油、重油等の黒もの油を対象にすることができる。その場合は「HNS等汚染事故」という。

### 3. サービスの内容

当センターは、これまでの経験と知識を駆使して、皆様に次のサービスを責任を持って提供いたします。

#### (1) 事故対応サービス

HNS等汚染・火災の事故発生に備えて、資機材・要員を主要港湾及び周辺海域

に配備し即応体制を確保します。

なお、事故発生時には、出動要請を受け、1～2時間以内（所在する港湾によって異なります）に現場に急行し、次の防除作業（別途実費請求）を実施します。

現場に資機材・要員を急行させ、初期対応のガス検知、海水サンプリング実施必要に応じ、ゲル泡等による蒸発抑制、放水による蒸発促進、ゲル化した物質等の回収など適切な防除措置を実施

その他、専門家の現場派遣、関係機関との連絡調整等 【参考資料2】

## (2) 平時対応サービス

これまでのセンターのノウハウを活用して、次のサービスを提供します。

地区の緊急時計画や油・有害液体汚染防止緊急措置手引書に具体的な防除措置を記載するための背景情報の調査、作成

当センターの調査したHNSデータベース及び大気拡散シミュレーション情報の提供

防災ビデオ講座、メールマガジンによる防災教育情報の発信

排出油等防除協議会などの主催する図上演習、実働訓練への支援

その他、海上災害に関する事故対応ガイドライン等の提供等 【参考資料3】

## 4. 利用料金

各事業所のMDSSの利用料金は、次の料金表（外税）などのとおりです。

### (1) 標準料金表

事業所の種別	年間契約料金	10%割引料金 (10社以上20社未満)	15%割引料金 (20社以上)
1種事業所	96万円/年	86.4万円/年	81.6万円/年
2種事業所	72万円/年	64.8万円/年	61.2万円/年
その他事業所	48万円/年	43.2万円/年	40.8万円/年

第1種、第2種、その他の事業所とは、石災法上の区分である。

### (2) 料金の特例

第1種事業所又は第2種事業所であって取扱うHNS等の大半が黒もの油の場合については、その取扱量、運搬方法等を勘案して、関係者協議のうえ、利用料金をそれぞれ第2種事業所又はその他事業所の利用料金に減額します。

### (3) その他

MDSSは、港湾地区に所在する多数の事業所が参加することにより、更に効果的な海上災害対応体制が確立することから、参加事業所が10～20事業所の場合は10%引き、20事業所以上は15%引きの利用料金とします。（団体割引）

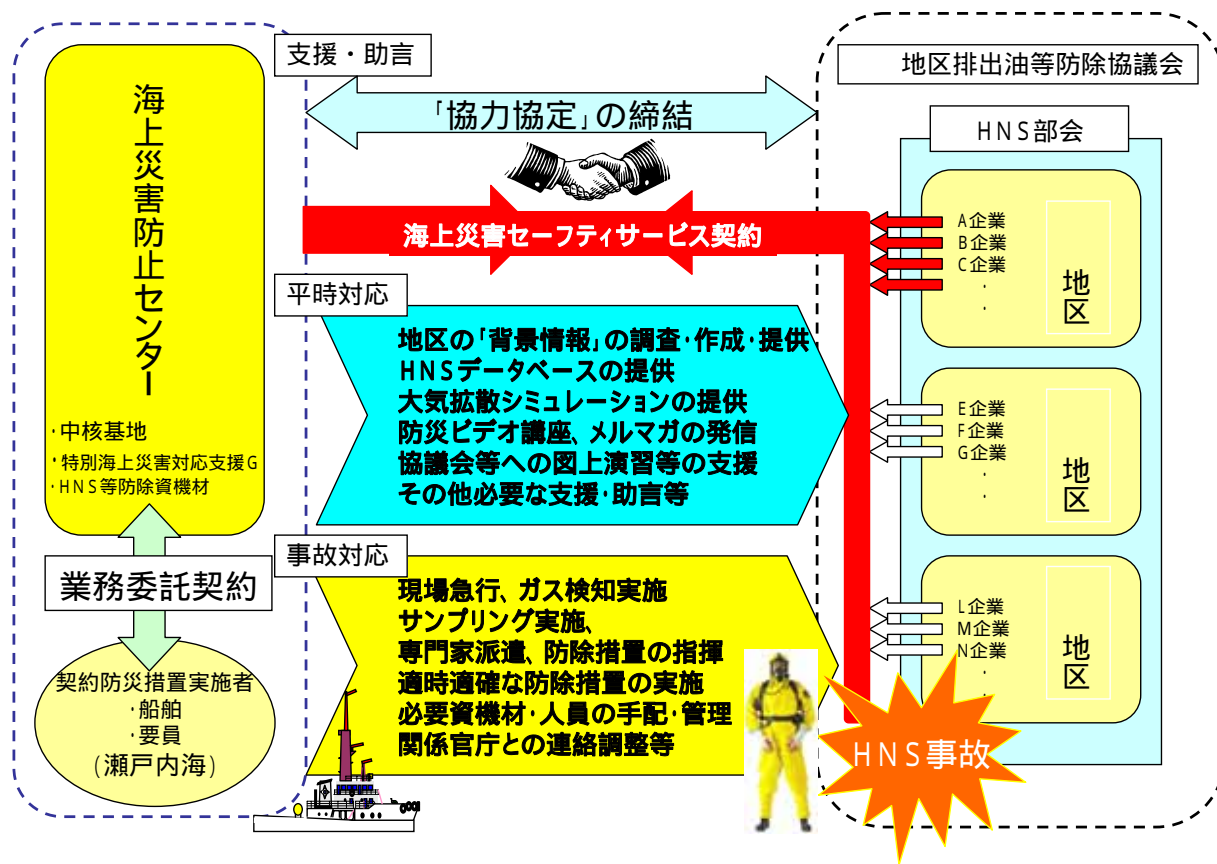
利用料金には、実際の防除措置経費は含まれておりません。各個別の企業に特化したマニュアルの作成などは別途契約となります。

未だ挙動の把握困難な有害液体物質の試料を提供頂ければ、防除手法の調査研究しその結果を報告します。（経費については別途相談とさせていただきます）

契約者には情報提供 Web へのアクセスキーを貸与し、いつでも必要な事故対応ガイドライン、データ、防災関連情報、防災関連ビデオ講座等にアクセスできます。

# 「海上災害セーフティサービス」の概念図

【参考資料1】



## 海上災害防止センターの出動態勢 徳山の例 【参考資料2】

海上災害防止センターは、神戸に事故対応資材と専門家が常駐する「中核基地」を配し、1～2時間以内の即応体制を徳山港に確保している。瀬戸内海域においては、徳山基地を中心に、HNS等防除資機材基地を、姫路・水島・松山・宇部(下関)・大分の計6基地を有し、必要に応じて増強可能な体制を確保している。

徳山地区にHNS防除資機材に、加えてオイルフェンス、油処理剤等の資材と油回収装置等の機械器具を所有して、平素、演練を重ねている。徳山地区のみで油回収システムを3セット運用可能(回収能力170kl/h)である。

事故の際は、契約者の保有する曳船や防災船に、これら防除資機材等を搭載(携行)のうえ現場に急行し、現場指揮者となつて所要の消火・防除作業等を実施する。(自衛防災組織や関係機関等と協力・連携が不可欠)

### 海上災害防止センター保有の防除資機材

保護装具、検知器、サンプリング装置、HNS防除資材(AGFF、吸収性ポリマー、ゲル化剤等)、オイルフェンス、油処理剤、油回収装置等を徳山基地に配備済み。

(1) 徳山基地

資材	数量
オイルフェンスB型	3,000m
油処理剤	8,010L
油回収システム	3セット
油吸着材	3,218kg

(2) 松山基地(姫路・大分・水島も同様)

資材	数量
オイルフェンスB型	3,180m
油処理剤	5,760L
油回収システム	3セット
油吸着材	2,414kg

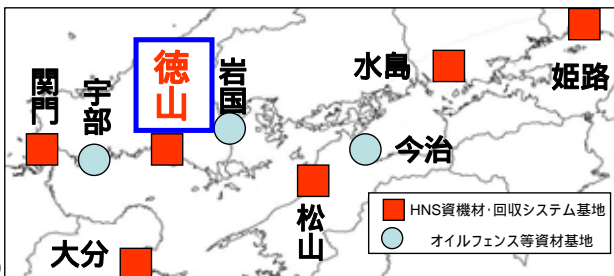
(3) 宇部・関門基地

資材	数量
オイルフェンスB型	4,000m
油処理剤	16,020L
油回収システム	3セット
油吸着材	6,408kg

(4) 岩国/今治資材基地

資材	数量
オイルフェンスB型	4,000m
油処理剤	13,770L
油吸着材	5,721kg

【参考】油回収システムの構成



出動可能船舶: 27隻体制 (徳山3・松山2・宇部関門9・大分7・水島6)

## 【AGFF型泡消火薬剤及び吸収性ポリマー剤並びに粉末ゲル化剤散布用放水銃等】

放水銃

保管数量 1基

放射能力 400L/min

ゲル泡薬剤

保管数量 20缶

能力 上記放水銃にて連続放射時間約30分

吸収性ポリマー剤

保管数量 30缶

能力 約18m<sup>3</sup>のHNSを固化化可能(5%換算)

粉末ゲル化剤

保管数量 10缶

回収装置

ポンプ能力 30m<sup>3</sup>/h

## 【作業用/呼吸用保護具及び測定機器等】

防護衣Bレベルセット 2式

防護衣Cレベルセット 12式

クーリングベスト 1着

消防用防火服セット 2式

自蔵式空気呼吸器 2式

同上空気ポンペ 6本

直結式防毒マスク 6式

同上吸収缶 18個

可燃性ガス検知器 2式

有害ガス検知器 2式

同上検知管 20種

海水サンプリング資機材 1式



## 海上災害セーフティサービスと協議会等との関係 【参考資料3】



## 『HNS事業者の皆さんへ』

# 海上災害セーフティサービス契約のメリット

### 【前提事項】

海上災害とは、海域(係留施設も含む)における火災及びそのおそれ、並びに油、有害液体物質による汚染及びそのおそれの意。この海上災害への対応責任は、第一義的には「原因者」にある。

具体的対応としては、事故現場の作業責任者等による「応急措置義務」と事業者の「防除措置義務」がある(係留施設における火災及びそのおそれの場合は海保からの措置命令)。当該措置義務に違反した場合は、1,000万円以下の罰金。

陸上における異常現象との違いは、事故が「公共の場」である「海域」で発生し、近隣事業所、付近航行船舶及び漁業関係者等へ、容易に被害を及ぼすことにある。

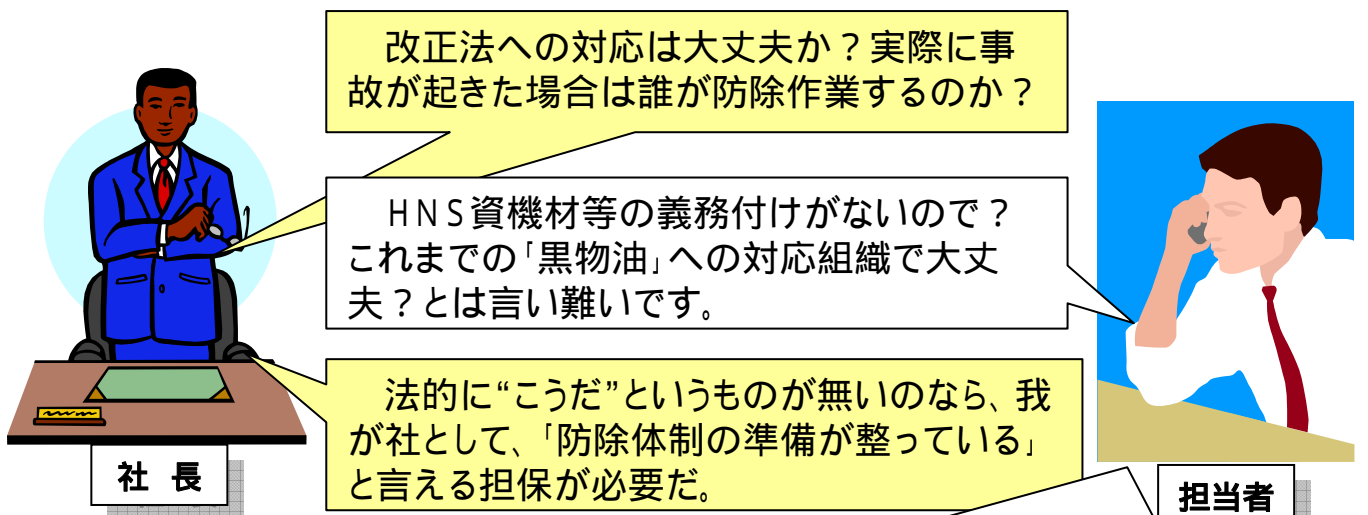
特に汚染事案(油に限らず)の場合は、事前に背景情報(保護すべき施設、作業可能海域など)を確認しておき、適時適確な戦略と戦術を確立しておく必要がある。

### 防除措置義務等と対応

【MDSSの要望 - 事業者の法令遵守の担保として - 】

これまでも白物油及び有害液体物質(以下「HNS」という。)は、平成19年4月より、HNS汚染事案等において、「防除措置義務」等が新設された。

HNS取扱事業者にとっては、汚染事故の際の緊急マニュアルである「HNS手引書」の備置と「防除措置義務」等が課せられたものの、具体的にそれらに対応するための手段(資機材や要員)の義務付けはありません。……そこで……



The illustration shows a CEO on the left and a responsible person on the right. The CEO is sitting at a desk with a laptop, and the responsible person is sitting at a desk with a phone. Three speech bubbles are shown, with the first and second coming from the CEO and the third from the responsible person.

**社長**

改正法への対応は大丈夫か？実際に事故が起きた場合は誰が防除作業するのか？

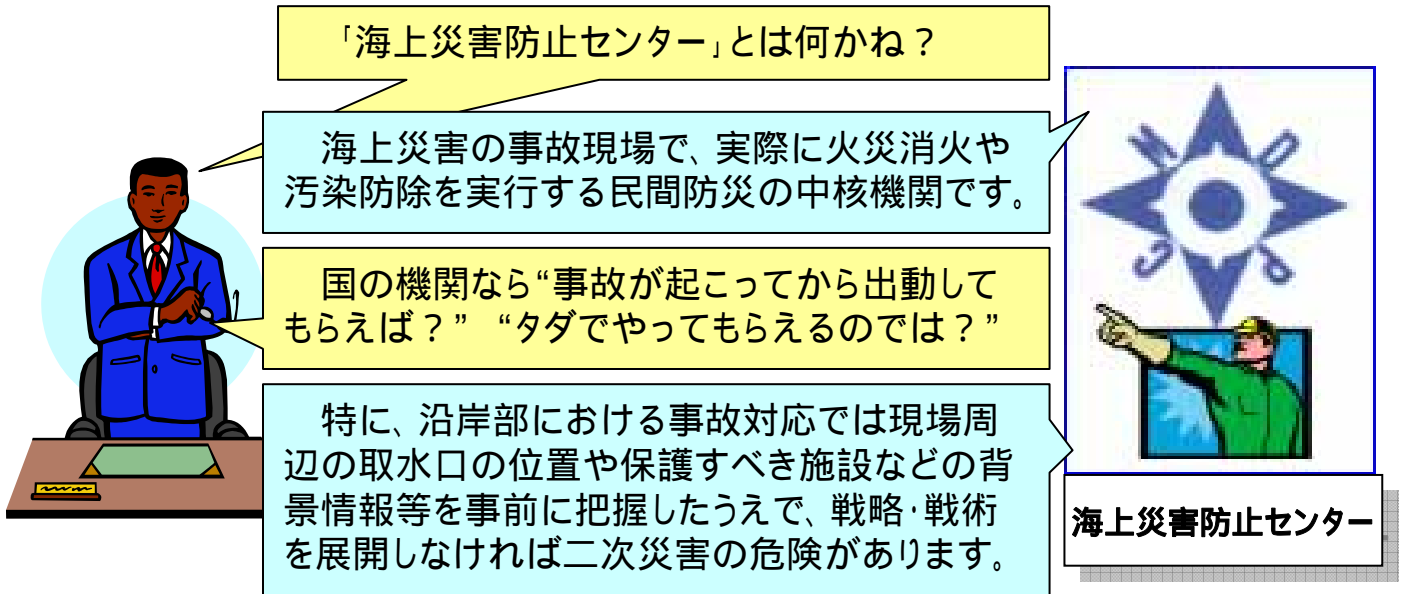
HNS資機材等の義務付けがないので？これまでの「黒物油」への対応組織で大丈夫？とは言い難いです。

**担当者**

法的に“こうだ”というものが無いのなら、我が社として、「防除体制の準備が整っている」と言える担保が必要だ。

HNSタンカーの法的義務を公に担保している唯一の組織が海上災害防止センターです。我が社が事前契約すれば、防除措置の担保となります。**汚染事故**のみならず**海上火災**にも対応するサービスのようです。

## 海上災害防止センターの役割



「海上災害防止センター」とは何かね？

海上災害の事故現場で、実際に火災消火や汚染防除を実行する民間防災の中核機関です。

国の機関なら“事故が起こってから出動してもらえば？” “タダでやってもらえるのでは？”

特に、沿岸部における事故対応では現場周辺の取水口の位置や保護すべき施設などの背景情報等を事前に把握したうえで、戦略・戦術を展開しなければ二次災害の危険があります。

海上災害防止センター

### 【海上災害防止センターとは】

設立から31年を経過した非営利の(独立行政)法人ですが、組織運営の費用である“運営費交付金(税金)”は「0円」です。これは、海上災害の一義的責任は、あくまでも「原因者が賄うこと」となっているため、運営は自助努力に依存しています。

事故現場の背景情報等が不明確であるなどの理由から“ の出動は困難です”

事故が発生した場合、被害をできる限り抑制するためには、平時における活動が重要になる…そのための事前契約…か！

我が社が事故を起こさなくても、「公共の場」である「海域」の環境保全にも寄与していることになる。コンプライアンスとCSRの両立ということか！

### 円滑な事故対応

HNSのみならず、原油・重油などの黒もの油にあっても、汚染事故となれば、資機材の継続的供給や廃棄物の処理、後方支援活動や関係官庁・組織等との調整、技術的アドバイスなどが必須となります。全国規模のネットワークを有する海上災害防止センターにお任せください。

既存の自衛防災組織等と連携して“海上災害防止センター指揮の下”で地域力を有機的に活用して海上災害に対応します。

### MDSS契約のメリット

最良の準備が確保でき、事故時の法令遵守につながる

円滑な事故対応が確保できる

地域全体の環境保全に貢献